



岩沼市

デジタル化推進計画

いがあふれる“健幸”先進都市の実現に向けて

はじめに

近年、情報通信技術は著しい進展をとげ、全ての人とモノが IoT によってつながり、様々な知識や情報が共有されることで、これまでにない新たな価値を生み出し、課題や困難の解決につなげようとする取組が進められています。本市でも、このデジタル化の恩恵を最大限に享受できるよう、岩沼市デジタル化推進計画を策定します。

令和3年9月

目次

第1章 計画の策定にあたり	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
第2章 情報化に関する社会環境及び国・県の動向	3
1. 社会の動向	3
(1) 情報通信機器の保有状況変化	3
(2) インターネットの利用状況	5
(3) インターネットの利用目的	6
(4) デジタル化による人間中心の社会	8
(5) 情報セキュリティ	10
2. 国の動向	11
(1) 自治体情報システムの標準化・共通化	12
(2) マイナンバーカードの普及促進	12
(3) 自治体の行政手続のオンライン化	13
(4) 自治体のAI・RPAの利用促進	13
(5) テレワークの推進	13
(6) セキュリティ対策の徹底	14
3. 県の動向	15
第3章 岩沼市におけるデジタル化に向けた基本方針	17
1. デジタル化の方向性	17
2. サステイナブル（持続可能）なデジタル化の推進	17

第4章 岩沼市のデジタル化への取組み・・・・・・・・・・ 19

1. 市民サービスの利便性向上・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 行政手続のオンライン化・・・・・・・・・・ 19
 - (2) マイナンバーカードの普及・・・・・・・・・・ 21
2. 新たな価値の創造・共創・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 自治体情報システムの標準化・共通化への対応・・・・・・・・ 22
 - (2) 行政内部事務効率化（市役所のデジタル化）の推進・・ 23
 - (3) 自治体クラウドの推進・・・・・・・・・・ 24
 - (4) 中間標準レイアウト仕様の活用・・・・・・・・・・ 25
 - (5) 情報セキュリティ対策の強化・・・・・・・・・・ 25
3. 全市民への恩恵享受・・・・・・・・・・ 26
 - (1) デジタルデバイドの解消・・・・・・・・・・ 26
 - (2) 地域社会のデジタル化・・・・・・・・・・ 26
 - (3) オープンデータの取組み・・・・・・・・・・ 27

第5章 着実な推進に向けて・・・・・・・・・・ 28

1. 推進体制の整備・・・・・・・・・・ 28
2. デジタル化推進計画の進行管理・・・・・・・・・・ 29

第1章 計画の策定にあたり

1. 計画の目的

岩沼市デジタル化推進計画（以下「本計画」という）は、岩沼市のデジタル化推進施策に係る具体的な取組みの掲示を目的として策定します。

本計画は、近年の ICT^{注1}の著しい進歩や市民等のニーズの多様化、財政状況の推移、国・県のデジタル化推進施策の進展を踏まえ、これらへの適切な対応によって、行政サービスの高度化、行政手続等の簡素化・効率化、地域課題の解決を実現していくものとします。

また、岩沼市内の官民データ^{注2}の積極的な活用を推進し、行政及び民間のサービス水準の向上を促すことで、地域課題の自発的解決につなげ、市民の利便性向上、地域経済の活性化を図っていくものとします。

さらに、業務システムの標準化やクラウドサービス^{注3}利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、岩沼市が抱える諸問題の解決を図るものとします。

(注1) ICT

Information and communication Technology の略。情報通信技術のこと。

従来から使われていた IT (Information Technology : インフォメーション・テクノロジー) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉

(注2) 官民データ

電磁的記録によって記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものを言う。

(注3) クラウドサービス

ネットワークを経由して、サーバやアプリケーションなどのコンピューター資源をサービスとして提供を受ける形態のこと。

2. 計画の位置付け

本計画は、「いわぬま未来構想」等の上位計画と整合を図りながら、デジタル手続法（令和元年5月31日公布）、総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」（令和2年12月25日策定）を踏まえ、情報化分野における具体的な取組みを示すものとします。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年12月14日公布・施行）第9条第3項^{注4}、世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日閣議決定）及び世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、官民データ活用の推進施策を策定する基本的な計画として位置付けます。

(注4) 官民データ活用推進基本法第9条第3項

市町村（特別区を含む。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める。

上位計画である「いわぬま未来構想」に基づく情報化施策の位置付けは次のとおりです。

項目	内容
「第4章 実現のための取り組み方針」■公助	
市民との協働のもと、効果的・効率的な行財政運営を行い、持続可能な都市運営を目指します。(抜粋)	限られた経営資源を活かすため、AI（人工知能） ^{注5} やロボティクス ^{注6} による自動処理などの技術革新を積極的に活用し、業務の生産性の向上を図るとともに、職員は職員でなければできない業務に特化することで、行政サービス全体の付加価値の向上を図ります。
地域のニーズを客観的かつ的確に把握・分析し、政策形成能力を高めます。(抜粋)	自治体情報システムの標準化/共通化を通じたデジタル化の推進やEBPM ^{注7} 等により、行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により、新たな価値の創出と市民にとってより利便性の高い行政サービスの提供を進めます。

(注5) AI

Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。

(注6) ロボティクス

もともとはロボット工学のことであるが、ここではコンピューター制御を基に自律的に動くことができるロボットをいう。

(注7) EBPM

Evidence Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。

3. 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、本計画については、国及び県の施策や進展著しいデジタル技術の動向に応じ、適宜見直すこととし、令和8年度（2026年度）以降に位置付けられている事業についても、同様のこととします。

第2章 情報化に関する社会環境及び国・県の動向

1. 社会の動向

我が国は、諸外国に先んじて人口減少・少子高齢化が進んでおり、それに伴う生産年齢人口の減少、都市部への人口集中に加え、インフラの老朽化や気候変動による自然災害の増加、大型地震の発生など、近年様々な課題が顕在化し、まさに課題先進国ともいえる状況にあります。

一方で、現在は、令和2年（2020年）から本格的にサービスが開始された5G^{注8}技術に代表されるICTの進展にあわせ、キャッシュレス、多言語音声翻訳、顔認証等の新たな技術の導入・利活用を通じ、雇用や生活の質、労働生産性の向上を積極的に進めることで、日本社会全体を変革する好機ともいわれています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、私たちの生活様式は一変し、新たな生活様式への移行が求められています。企業ではテレワーク^{注9}の導入、教育分野における遠隔授業、医療分野における遠隔医療の要件緩和など、人との接触を前提としない、新たな生活様式への取組みが一気に拡大しており、ICTが社会課題解決に果たすべき役割は、ますます大きなものとなっています。

（注8）5G

第5世代移動通信システム。1～4Gに続く、携帯電話などに用いられる高速データ通信を実現する移動体通信の規格のこと。

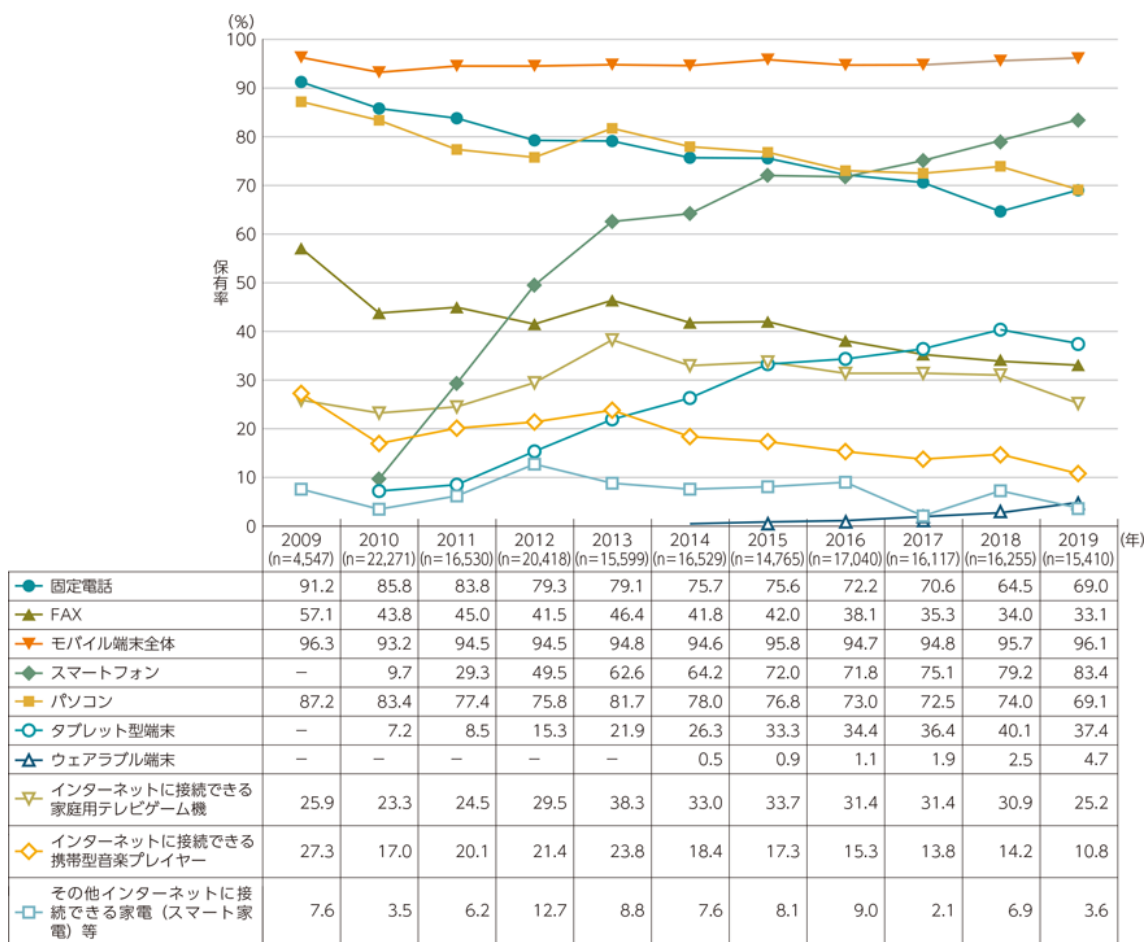
（注9）テレワーク

ICTを活用することによる、場所や時間にとらわれない働き方のこと。「Tele（＝離れた所）」と「work＝働く」を組み合わせた言葉

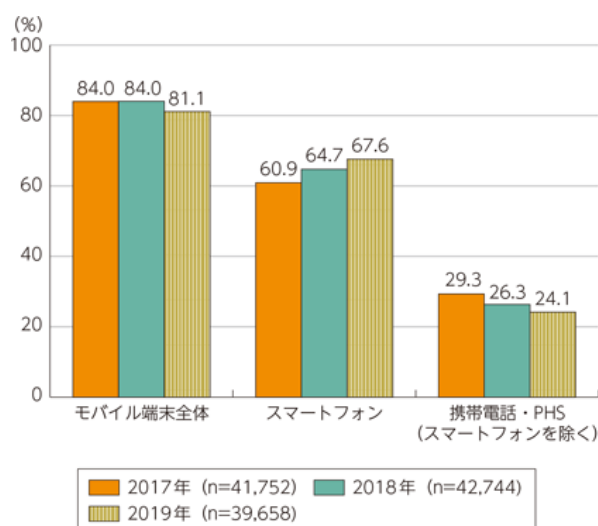
（1）情報通信機器の保有状況変化

令和元年（2019年）における世帯の情報通信機器の保有状況（図表1）をみると、「モバイル端末全体」が96.1パーセントとなっており、そのうちスマートフォンが占める割合は83.4パーセントと初めて8割を超えました。一方で、世帯でのパソコンの保有率は年々減少しており、平成21年（2009年）に87.2パーセントであったものが令和元年（2019年）には69.1パーセントと18.1ポイント減となりました。

また、令和元年（2019年）における個人のモバイル端末の保有状況（図表2）を見ると、「スマートフォン」の保有者の割合が67.6パーセントとなっており、「携帯電話・PHS」（24.1パーセント）よりも43.5ポイント高くなっています。



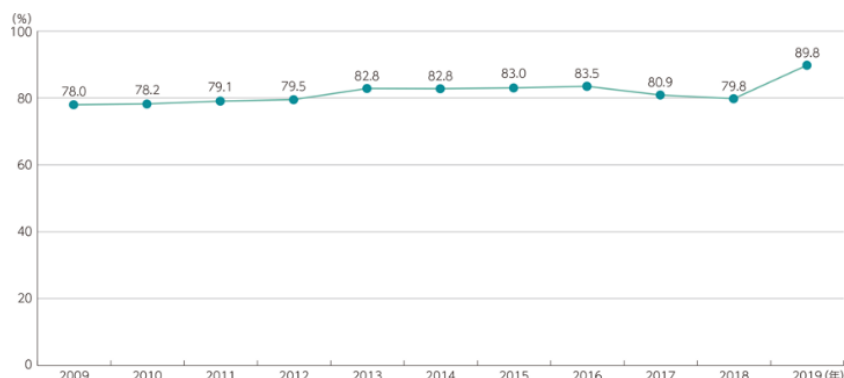
図表 1 / 情報通信機器の世帯保有率の推移（出典：総務省「令和 2 年版情報通信白書」）



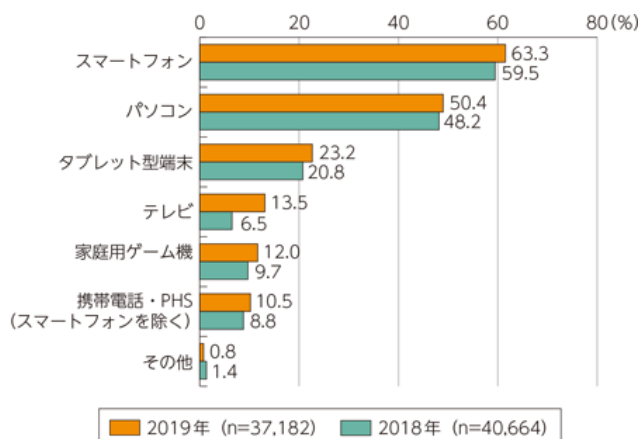
図表 2 / 個人のモバイル端末保有状況（出典：総務省「令和 2 年版情報通信白書」）

(2) インターネットの利用状況

総務省「令和2年情報通信白書」によると、令和元年（2019年）の個人のインターネット利用率は89.8パーセント（図表3）であり、端末別のインターネット利用率をみると、スマートフォンが63.3パーセントと、パソコンの50.4パーセントより12.9ポイント高くなっています。（図表4）



図表3/インターネット利用状況（出典：総務省「令和2年版情報通信白書」）

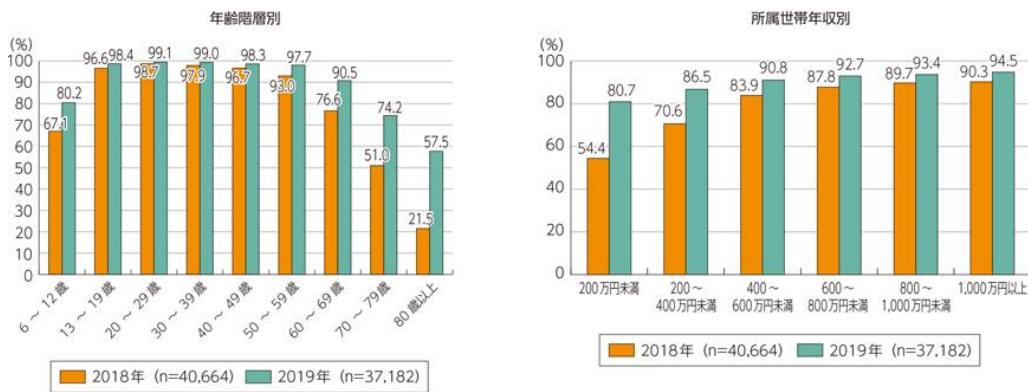


※当該端末を用いて過去1年間にインターネットを利用したことのある人の比率

※テレビの2018年の数値は、「インターネットに接続できるテレビ」のもの

図表4/インターネット利用端末の種類（出典：総務省「令和2年版情報通信白書」）

令和元年（2019年）における個人の年齢階層別インターネット利用率は、13歳から69歳までの各階層で9割を超え、70歳～79歳では74.2パーセント、80歳以上でも57.5パーセントとなっています。また、所得世帯年収別を見ると400万円以上の各階層で90パーセントを超える利用率となっているものの200万円未満の世帯では80.7パーセントとなっています。（図表5）



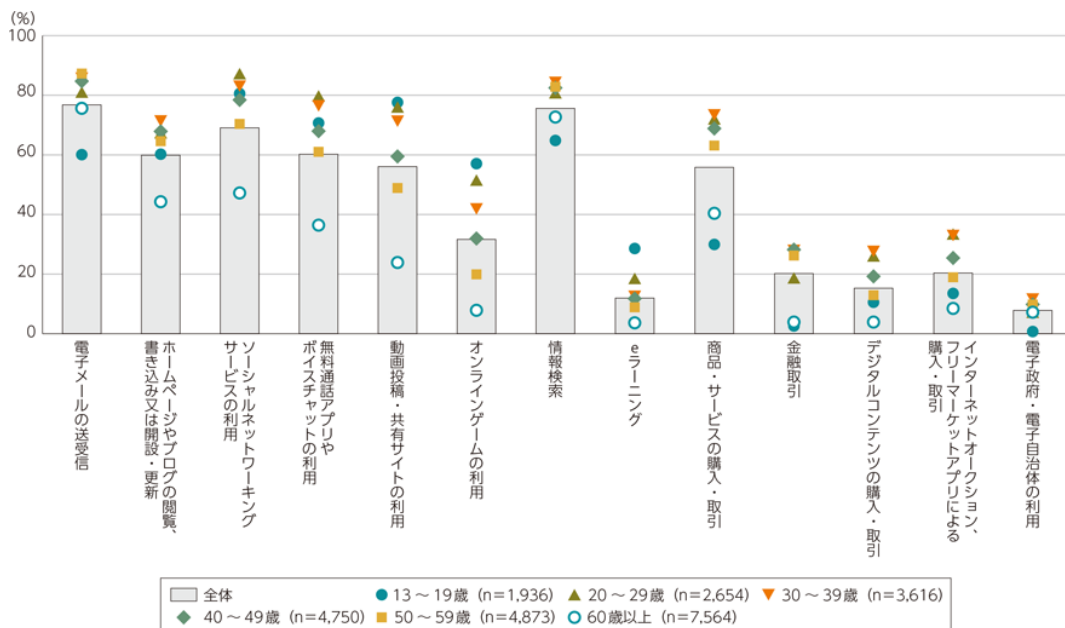
図表5/属性別インターネット利用率（出典：総務省「令和2年版情報通信白書」）

スマートフォン、タブレット端末の普及が進み、いつでも、誰でも、場所を選ばずにインターネットへ接続できるようになっています。

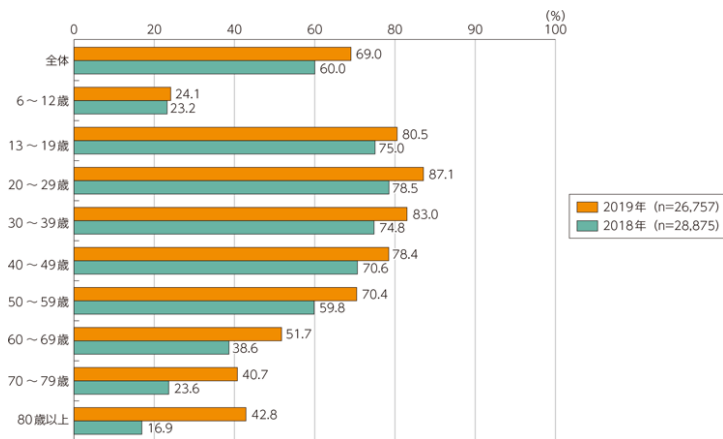
今後、5Gの普及に伴い、「超高速」「多数同時接続」「超低遅延」という5Gならではの特徴を活かし、あらゆるモノ・ヒト等をつなげ、社会課題の解決につながる新たな付加価値の創造が期待されます。

(3) インターネットの利用目的

総務省「令和2年版情報通信白書」によると、インターネットの利用目的については、電子メールの送受信が各年齢階層で高い傾向となっている一方で、「動画投稿・共有サイトの利用」や「オンラインゲームの利用」では各年齢階層によって大きな乖離が見られます（図表6）。また、「ソーシャルネットワーキングサービス注10の利用」については、全ての年齢階層で利用率が上昇しています（図表7）。



図表6/年齢階層別インターネット利用の目的・用途（出典：令和2年版情報通信白書）



図表7/年齢階層別ソーシャルネットワーキングサービスの利用状況（出典：令和2年版情報通信白書）

(注10) ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)

Facebook や Line など、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。SNS と略して表記されることが多い。

(4) デジタル化による人間中心の社会

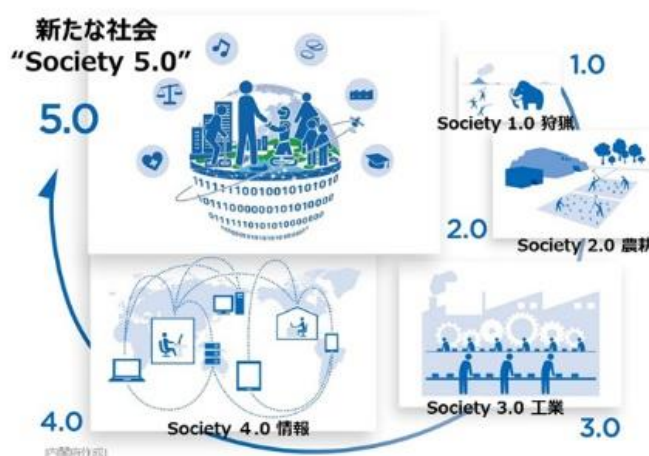
我が国では、少子高齢化をはじめ、エネルギー、環境、都市の過密化と地方の過疎など解決すべき課題は山積しています。特に地方においては、都市部と比較して人口減少や高齢化がより深刻な状況にあり、その結果、地域経済の担い手が不足し、住民の生活を支えるサービスの維持が困難となるなど、様々な課題を抱えています。

近年、ICT はより進化し、インターネット利用の増大と IoT^{注11} の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながり、大量のデジタルデータの生成、収集蓄積が進みつつあります。

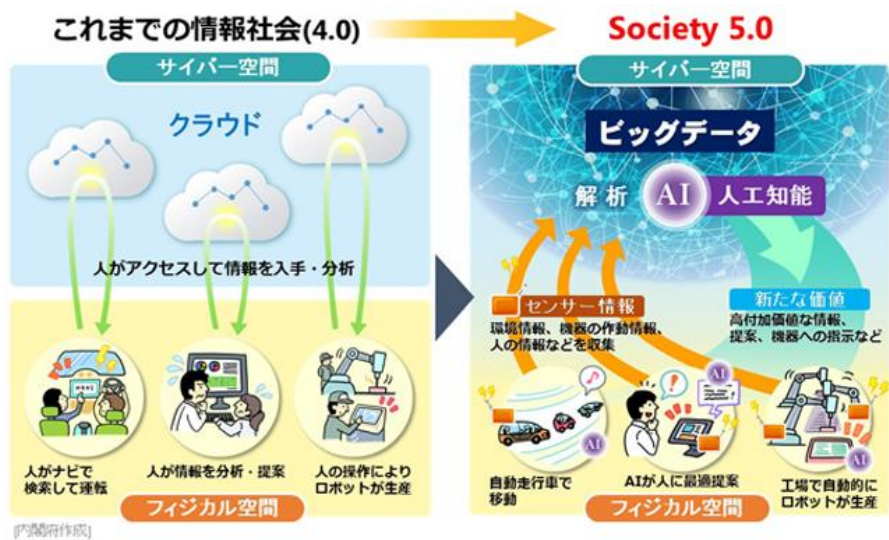
それらビッグデータ^{注12} を AI により分析し、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械制御などに活用することで、社会的課題を解決し、新たな価値創造につなげることができると期待されています。

内閣府の第5期科学技術基本計画においては、我が国が目指すべき未来社会の姿として、「Society5.0」を提唱しています。

Society5.0 は、これまでの狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、「サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)」とされています。



情報社会 (Society4.0) では、社会の情報共有が不十分であったため、分野横断的な連携ができなかったという問題がありました。人の行動には限界があり、膨大な情報の中から必要な情報を見つけて分析することが難しかったり、年齢や障害などにより労働や行動範囲に制約があったりしました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対し、十分な対応が困難でした。



Society5.0 で実現する社会は、IoT で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、AI により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。すなわちデジタル・トランスフォーメーションにより、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会が実現するとされています。



出典：内閣府ホームページ (https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/) を参考に編集

(注11) IoT

Information of Things の略。あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術であり、日本語ではモノのインターネットと訳される。

(注12) ビッグデータ

典型的なデータベースソフトウェアが把握し、蓄積し、運用し、分析できる能力を超えたサイズのデータを指す。近年、ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易となりビッグデータを活用し、異変の察知や近未来予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新たな産業の創出等につなげる取組みが進められている。

(5) 情報セキュリティ

スマートフォンやタブレットなどの、ICTの目覚ましい発展により、いつでもどこでもインターネットでつながり、私達の生活が快適なものとなっている中、不正侵入、ウィルス攻撃、データ改ざんなどのサイバー攻撃の被害が増えています。

特に、個人ではクレジットカード情報の不正利用による被害、組織では標的型攻撃に伴う情報流出による被害、個人・組織の双方ではランサムウェア^{注13}による被害が発生しています。

自治体では、平成27年(2015年)5月の日本年金機構保有個人情報流出事件を受けて、セキュリティの抜本的対策を行い、自治体情報セキュリティクラウド等の対策が実施されました。ICTの利活用を推進していくためには、自治体や企業等において、リスクに応じた情報セキュリティ対策を実施していく必要があります。

(注13) ランサムウェア

感染したパソコンをロックしたり、ファイルを暗号化したりすることによって使用不能にした後、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求する不正プログラム

2. 国の動向

新型コロナウイルスの対応において、地域・組織間で横断的にデータを有効活用することができず、諸外国と比較して、日本のデジタル化の遅れがクローズアップされることとなりました。こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、制度や組織の在り方をデジタル化に併せて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

こうした認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が掲げられました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要であり、自治体のDX推進に大きな期待がかけられているとともに、自治体に対して、

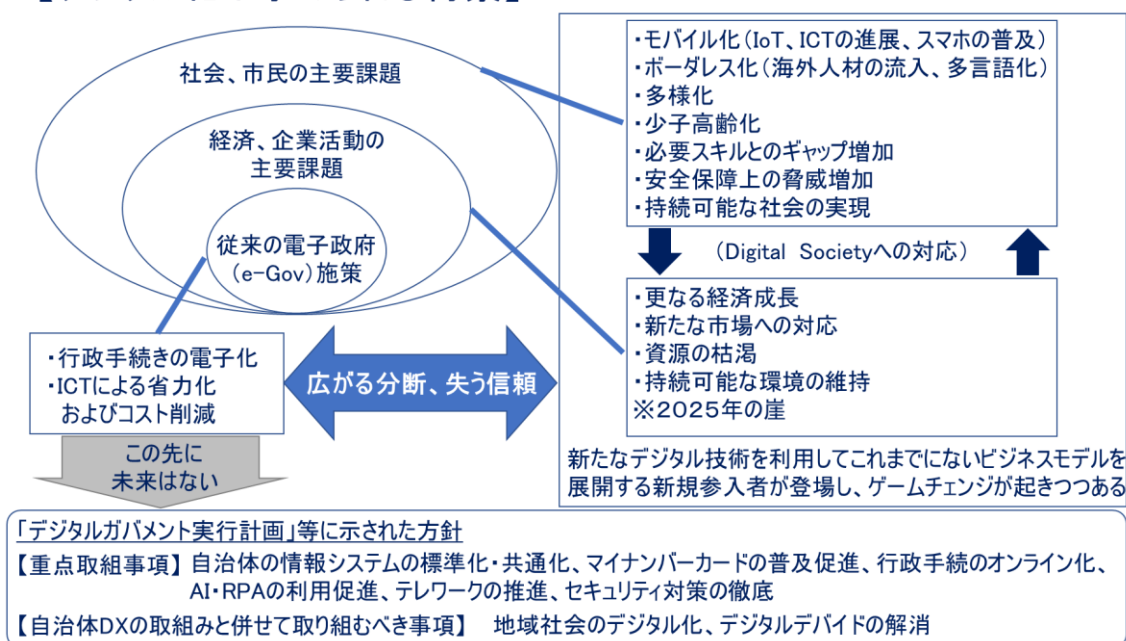
- ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる
- ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげる

ことを求めています。

さらに、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により、自らの行政の効率化・高度化を図り、加えて、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等の創出を促し、我が国の持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化につなげていくことが期待されると示されました。

これを受け、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくこととしています。

【デジタル化が求められる背景】



出典：政令市中核都市特別区 CIO フォーラム資料を参考に岩沼市デジタル化推進室で作成

(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

自治体の情報システムは、これまで各団体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各団体が個別に対応せざるを得ず、負担が大きくなっています。また、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、各自治体のシステム機能が標準化されていることが望まれます。このような状況を踏まえ、住民記録、地方税、福祉など自治体の基幹系17業務システムについて、令和7年度(2025年度)までに、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行を進めることとしています。

また、情報システムの利用に当たっては、自治体職員の事務負担軽減という観点からも、全国的なサービスとして提供される情報システムを共同で利用するという運用方法が最も効果が見込まれるため、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいくこととしています。

(2) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができる、デジタル社会の基盤となるものであり、令和4年度(2022年度)末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、普及の加速化等を強力に推進していくこととしています。

また、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、出張申請受付などの積極的な実施により申請を促進するとともに、臨時交付窓口の開設、土日開庁のさらなる実施などにより、交付体制を充実させることとしています。

(3) 自治体の行政手続のオンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度(2022年度)を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする取組みを進めています。このため、マイナポータルのUX^{注14}・UI^{注15}の抜本改善に加え、全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、自治体のシステム改修等の支援を行うこととしています。

(注14) UX

User eXperience (ユーザーエクスペリエンス) の略。ユーザーが製品やサービスを利用することによって受ける使い心地や印象のこと。UXを向上させることで製品やサービスの品質向上につながるとされる。

(注15) UI

User Interface (ユーザーインターフェース) の略。Interface (インターフェース) は接点の意味であり、コンピューターとユーザ(人間)の間において、情報をやり取りする仕組みのこと。

(4) 自治体のAI・RPA^{注16}の利用推進

総務省が行った令和2年(2020年)2月末時点の調査^{注17}によれば、AIは、180団体が導入済みであり、導入割合は都道府県が68.0パーセント、政令市が50.0パーセント、その他市区町村が8.0パーセントとなっています。RPAは、180団体が導入済みであり、導入割合は都道府県が49.0パーセント、政令市が45.0パーセント、その他市区町村が9.0パーセントとなっています。AI・RPAのいずれかを導入している団体は、277団体であり、人口規模の大きな団体から導入が進んでいる状況です。

AIやRPAなどのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で行政サービスを提供し続けていくために、今後積極的に活用を促していくこととしています。

(注16) RPA

Robotic Process Automation (ロボティックプロセスオートメーション)の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業若しくはより高度な作業を、AIや機械学習などの認知技術を活用して、人間の代わりに作業させる取組み。

(注17) 総務省「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」

(5) テレワークの推進

テレワークは、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもあります。また、ICTの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるとともに、今般の新型コロナウイルス対策においては、感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段となっています。しかし、令和元年度(2019年度)末における総務省の調査によれば、都道府県・政令市では86.6パーセントがテレワークを導入している一方で、市区町村においては3.0パーセントにとどまっている状況です。

今後も自治体に対して、国が提供するテレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を参考に、テレワーク導入・活用に積極的に取り組むことを推奨し、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組むことを求めていくこととしています。

(6) セキュリティ対策の徹底

平成27年(2015年)以降に実施された、いわゆる「三層の対策^{注18}」により情報セキュリティ対策の抜本的強化が図られましたが、行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的とした見直しを行い、令和2年(2020年)12月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定しました。

今後、自治体は、新たなガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底していくこととしています。

また、都道府県ごとに構築されている自治体情報セキュリティクラウドについては、令和4年度(2022年度)末までに、都道府県の主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベル(標準要件)を満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を行うこととし、その調達に当たっては、複数の都道府県での共同調達を積極的に検討するとしています。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について②

主な改定内容

1. マイナンバー利用事務系の分離の見直し

- ・住民情報の流出を徹底して防止する観点から他の領域との分離は維持しつつ、国が認めた特定通信(例：eTAX、びったりサービス)に限り、インターネット経由の申請等のデータの電子的移送を可能とし、ユーザビリティの向上や行政手続のオンライン化に対応

2. LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直し

- ・効率性・利便性の高いモデルとして、インターネット接続系に業務端末・システムを配置した新たなモデル(βモデル)を提示(ただし、採用には人的セキュリティ対策の実施が条件)

3. リモートアクセスのセキュリティ

- ・業務で取り扱う情報の重要性に合わせて、LGWAN接続系のテレワークについての基本的な考え方、リスク及びセキュリティ要件とともに、想定されるモデルを記載

4. LGWAN接続系における庁内無線LANの利用

- ・LGWAN接続系において庁内無線LANを利用する場合のセキュリティ要件を記載

5. 情報資産及び機器の廃棄

- ・神奈川県におけるHDD流出事案を踏まえ、情報システム機器の廃棄等について、情報の機密性に応じた適切な手法等を整理

6. クラウドサービスの利用

- ・クラウドサービスを利用するにあたっての注意点(サービスレベルの検討の必要性、バックアップを含めた必要なサービスレベルを保証させる契約締結等)を記載

7. 研修、人材育成

- ・各自治体の情報セキュリティ体制・インシデント即応体制の強化について記載

※ その他、平成30年の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定の内容を反映

出典：総務省ホームページ

(注18) 三層の対策とは、自治体の「個人番号及び個人情報を利用する業務」、「自治体を維持するための業務」、「インターネットの接続を必要とする業務」の3つの業務を行う領域について、それぞれ分離することでセキュリティ性を高めることとした。

3. 県の動向

令和2年（2020年）9月14日、宮城県は都道府県として初めて「デジタルファースト宣言」を行い、県としても、行政、産業、教育など、あらゆる分野におけるデジタル技術活用の重要性を踏まえ、官民を挙げたデジタル化推進の取組み姿勢を示しました。

デジタルファースト宣言は、デジタル化に関する県の政策を力強く推進することについて、決意を表明するものであり、新・宮城の将来ビジョンやみやぎ情報化推進ポリシーに基づいて各種施策を積極的に推進するための「牽引力」となるものです。

みやぎ情報化推進ポリシーでは、デジタルファースト宣言の3つの柱にのっとり、地域における官民協働によるICT・データの利活用を推進してきた前計画「みやぎICT・データ利活用推進プラン」（2017年～2020年）及び庁内情報システムの調達等コストと効果の適正なバランスを図ってきた「宮城県情報システム最適化計画」（第2期：2013年～2019年）など、各種計画等を包括継承し、以下の3つを重点目標に掲げています。

- (1) 最適化による県民サービスの向上
- (2) 地域の課題解決と活力の創出
- (3) デジタル化による働き方改革の推進

さらに、重点目標等の達成のため、地域の児童生徒が教育分野において学ぶICT、人々が身近な生活に活用・共有できるICT、県内産業の各分野において習得・活用できる高度なICT、そして県や市町村における職員のICT教育といった、複合的な「人」づくり・人材育成の視点を重視しながら施策の展開を図っていくこととしています。

なお、3つの重点目標と行動指針については、以下の通りです

重点目標	行動指針
(1) 最適化による県民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none">○ 行政手続のオンライン化やキャッシュレス化、公共データのオープンデータ化を進め、県民の利便性向上、地域経済の活性化を促進します。○ 携帯電話の不感地域の解消や無料公衆無線LANの環境整備等を進めるとともに、全世代を通じた利用しやすいデジタルデバイス対策を推進します。○ マイナンバーカードの普及を進め、デジタル社会の基盤形成を促進します。○ 県民の豊かで安心・安全な暮らしを推進するため、観光や防災、生涯学習など、積極

	<p>的に情報を発信します。</p> <p>○ ICT を活用した教育環境を整備し、教育の情報化を進めます。</p>
(2) 地域の課題解決と活力の創出	<p>○ デジタル技術の導入を進め、県内産業の生産性向上やイノベーションの創出を図ります。</p> <p>○ 5G や AI 等のデジタル技術の導入を推進し、地域の課題解決を図ります。</p> <p>○ 産業の高付加価値化を目指して、AI や IoT 技術の導入を支援します。</p> <p>○ 先進的技術の活用に着実に取り組む中小事業者や団体、地域のデジタル化を支援します。</p> <p>○ 農林水産分野への新たな技術の導入を推進し、担い手不足等の課題解決を進めます。</p>
(3) デジタル化による働き方改革の推進	<p>○ デジタルによる働き方改革を推進し、行政運営の効率化を進め、県民サービスの充実を図ります。</p> <p>○ Web 会議やテレワークの導入を進め、業務の効率化のほか、職員の柔軟な働き方によるワーク・ライフ・バランス^{注19}の向上を図ります。</p> <p>○ 押印手続の見直しやペーパーレス^{注20}・電子決裁の推進により、コスト削減や業務の効率化を進めます。</p> <p>○ AI や RPA などを活用し、事務作業の省力化や効率化を推進します</p>

(注19) ワーク・ライフ・バランス (work-life balance)

国仕事と生活の調和の意味で、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされる。

(注20) ペーパーレス

紙を減らす、又は使わずに電子データで文書等のやりとりを行うこと。デジタル化に向けて必要とされる。

第3章 岩沼市におけるデジタル化に向けた基本方針

デジタル化に係る社会情勢、国・宮城県の動向、本市の現状・課題を踏まえ、市政の基盤となるデジタル化政策を推進し、着実かつ積極的にデジタル基盤の整備・強化に取り組めます。また、国が令和2年（2020年）12月に策定した「自治体DX推進計画」において示されている地方公共団体が取り組むべき事項・内容についても、本計画の中で取り組んでいきます。

1. デジタル化の方向性

自治体のデジタル化とは、「市民サービスの向上を主な目的として、デジタルを用いて新しい価値を生み出したり、仕組みを変えること」であることを踏まえ、以下の3つの視点に基づいたデジタル化により、**1**があふれる“健幸”先進都市、いわぬまの実現を目指します。

- ①市民サービスの利便性向上
- ②新たな価値の創造・共創
- ③全市民への恩恵享受

2. サステイナブル（持続可能）なデジタル化の推進

国が求める基幹系17業務システムの標準化期限及び本計画で設定した計画期間に合わせて、令和7年度（2025年度）をデジタル化達成年度に設定し、デジタル化に必要な基盤の整備を目指します。しかし、デジタル化の実現は一朝一夕にはいかないため、

（第1ステップ）デジタル化の準備

・・・令和3年度（2021年度）～令和4年度（2022年度）

（第2ステップ）デジタルの活用

・・・令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）

（第3ステップ）デジタル文化の定着

・・・令和7年度（2025年度）

の3ステップによりデジタル化に取り組むこととし、最終年度となる令和7年度（2025年度）には、データが集まる仕組み、データを活用する仕組み、職員が職員でなければできない業務に集中できる仕組みを確立させ、EBPM等を通じた、行政サービス全体の付加価値の創造、市民にとってより利便性の高い行政サービスを持続的に提供可能な仕組みの確立を目指します。また、デジタル弱者への影響も十分考慮し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進します。

【岩沼市におけるデジタル化の方向性】

自治体のデジタル化とは

住民サービスの向上を主な目的として、デジタルを用いて新しい価値を生み出したり、仕組みを変えること

■デジタル化に向けた3つの視点

① 市民サービスの利便性向上

② 新たな価値の創造・共創

③ 全市民への恩恵享受

デジタル化への準備
(令和3～令和4年度)

トライアルを交えたデジタルの試行導入・検証

デジタルの活用
(令和5～令和6年度)

デジタル基盤の本格導入。デジタルの積極的な利活用を推進

デジタル文化の定着
(令和7年度)

- データが集まる仕組みの確立
- データを活用する仕組みの確立
- 職員が職員でなければできない業務に集中出来る仕組みの確立

※EBPM等の実践による、持続的な市民サービスの向上、新たな価値の創造・共創を実現する

※Evidence-Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。

第4章 岩沼市のデジタル化への取組み

デジタル化は、市民の利便性・満足度を向上させるとともに、行政運営の効率化をもたらすなどの大きな効果が期待できる一方、デジタル化の実現のためには、3つの視点に基づく以下の取組みについて、業務担当部門間の相互な連携により対応していきます。

1. 市民サービスの利便性向上

(1) 行政手続のオンライン化

【現状】

本市では、令和元年（2019年）10月1日から、マイナンバーカードを利用して各種証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」を開始しました。

コンビニ交付サービスでは、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書、戸籍の附票の写し、戸籍全部（個人）事項証明書について、全国のコンビニエンスストア（マルチコピー機が設置されている場所）で、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）を提示し、手数料を支払えば、利用時間内（6時30分から23時、12月29日から1月3日まで及びメンテナンス期間を除く。）に、いつでも交付を受けることができるようになっています。

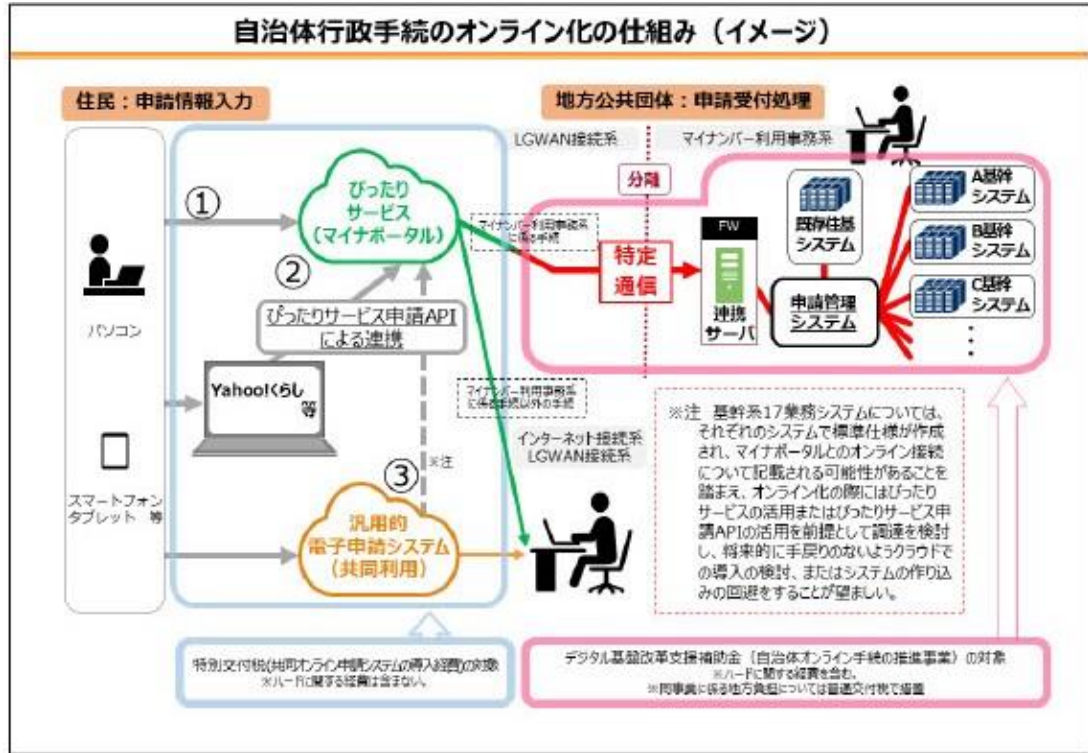
また、eLTAX^{注21}による法人市民税、個人住民税、固定資産税の申告、市民図書館の図書貸出予約はオンライン申請に対応しているものの、依然として対面や書面による手続が多く存在しています。

【方向性】

特に市民の利便性向上に資するとされる、子育て関係（15手続）^{注22}、介護関係（11手続）^{注23}、被災者支援（罹災証明書の発行申請）の27手続については、令和4年度（2022年度）末までに、マイナポータル^{注24}からマイナンバーカードを利用してオンライン申請が可能となるよう、優先してオンライン化を図ります。その他の行政手続についても利用者の視点に立ち、電子契約の活用も視野に、法的、事務的に可能なものは、全てオンラインで手続ができるよう進めていきます。

また、市民にとって、どのような場合に、何の手続が必要かなど、わからないことがあるため、AIチャットボット^{注25}等を利用し、会話形式で回答を導けるようにするなど、市民の利便性向上に向け、電子相談の導入について調査研究をしていくとともに、広報紙やホームページ、SNS等を通じてPRを図り、利便性の向上に努めていきます。

工程表	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	子育て・介護関係手続きの オンライン化推進、市民窓口のDX化				
	全行政手続きのオンライン化推進 (オンライン申請が可能な行政手続きの見極め、阻害要因の課題解決、ルール整備・BPR含む)				



(注 21) eLTAX (エルタックス)

地方税ポータルシステムの略。地方税における手続について、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

(注 22) 子育て関係15手続は以下のとおり

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当等の額の改定の請求及び届出、氏名変更/住所変更等の届出、受給事由消滅の届出、未支払の児童手当等の請求、児童手当等に係る寄附の申出、児童手当に係る寄附変更等の申出、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出、児童手当等の現況届、支給認定の申請、保育施設等の利用申込、保育施設等の現況届、児童扶養手当の現況届の事前送信、妊娠の届出

(注 23) 介護関係11手続は以下のとおり

要介護・要支援認定の申請、要介護・要支援更新認定の申請、要介護・要支援状態区分変更認定の申請、居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、介護保険負担割合証の再交付申請、被保険者証の再交付申請、高額介護(予防)サービス費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請、住所移転後の要介護・要支援認定申請

(注 24) マイナポータル

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索及びワンストップでのオンライン申請、行政機関からのお知らせを受け取ることができる、政府が運営するオンラインサービス

(注 25) チャットボット

人工知能を活用した自動会話プログラム

(2) マイナンバーカードの普及

【現状】

平成29年(2017年)11月から、異なる行政機関の間でマイナンバーにより生成された符号をもとに情報連携を開始し、これまで市民が行政の各種手続で提出する必要があった書類を省略できるようになりました。

本市の現状として、マイナンバーカードの普及率は約32.3パーセントであり、全国平均34.2パーセント(令和3年7月1日時点)をやや下回っている状況です。

【方向性】

マイナンバーカードの普及を推進するために、住民票などの証明書コンビニ交付の推進と併せ、行政手続のオンライン化の一環の中で、マイナポータルからマイナンバーカードを利用して、市民が窓口に来なくてもオンライン申請だけで完了できる手続の拡充を進めていきます。

また、国の実証事業の動向等を注視し、マイナンバーカードの多機能化として、行政機関及び民間事業者等に対する引越しや死亡・相続に伴う手続を一括で行うことが可能となるような「引越しワンストップサービス」や「死亡・相続ワンストップサービス」、被災者支援制度における各種手続が行える「被災者支援ワンストップサービス」等についても導入に向けた検討をしていきます。

工程表	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	マイナポータルを活用した オンライン申請の導入				
マイナンバーカードを利用した、各種ワンストップサービスの導入					

2. 新たな価値の創造・共創

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化への対応

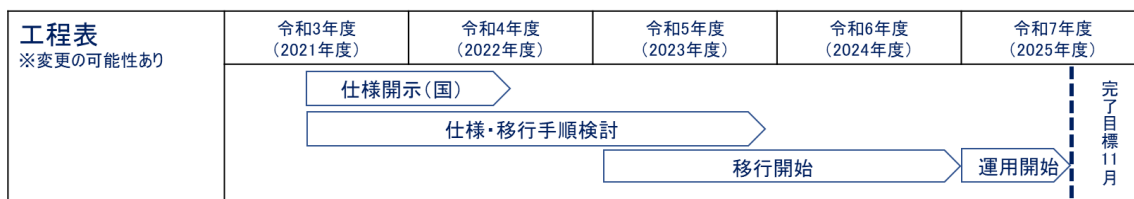
【現状】

現行の住民情報系システムについては、平成29年度（2017年度）から運用を開始しており、制度改正の都度、システムの改修を実施してきました。しかし、導入から5年を経過し、システム全体の見直しを図る時期が来ていること、加えて国の方針として、令和7年度（2025年度）を目標年度として、「(仮称)Gov-Cloud」を活用し、自治体業務のうち、基幹系17業務（住民基本台帳、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、児童手当、児童扶養手当、健康管理、生活保護、就学、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援）システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行が示されていることから、全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして、計画的な導入に向けた検討を行うことが求められています。

【方向性】

今後、更新時期を迎える業務システムにおいては、他のシステムとの情報連携や、データの二次利用を促進するため、標準仕様への準拠を進めていきます。

本市としては、既存業務システムの更改時期や、切り替え後の業務への影響を踏まえ、令和7年（2025年）11月を標準化対応期限に設定し、期限までに標準化仕様に準拠した業務システムへの切替え完了を目指します。



(2) 行政内部事務効率化（市役所のデジタル化）の推進

【現状】

AI や RPA の試行導入により、庁内のデジタル化、業務効率化に向けた取組みを始めていますが、一部の部署での活用に留まっており、依然として市役所内部での各種起案や伝票等の決裁、供覧など、書面や対面を前提とした業務プロセスが多く存在しています。このため、蓄積された各種データを職員間で共有し、相互に利活用を図ることができていません。

【方向性】

今後、統計や業務データなど、客観的な証拠に基づく政策形成を促していくために、職員が率先して課題を見つけ、現場の実務に即したゴール設定や課題解決に導ける ICT 環境づくりを進めていきます。

併せて、職員が、市民への直接的なサービス提供や職員でなければできない企画立案業務に特化できるよう、AI や RPA を適用する対象業務を広げ、業務プロセスの見直しや業務の自動化をさらに進めることで、業務の効率化や正確性の向上、職員の負担軽減を図っていきます。

また、庁内情報ネットワークシステムの全体最適化の一環として、今後更新を迎えるパソコン端末及びネットワークシステムの調達に合わせ、ローカル 5G^{注26} 又は Wi-Fi 6^{注27} 等を活用した超高速無線 LAN や SD-WAN^{注28} などの最新の ICT 技術により市役所内の情報通信基盤を強化し、ペーパーレス会議やテレワークなど市役所内外とのコミュニケーションのデジタル化により、職員が市民と接する機会の創出と質の高い市民サービスの提供を図っていきます。

工程表	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	無線LAN導入、コミュニケーションのデジタル化導入			デジタル業務の定着化推進	
業務プロセスの見直し、AI・RPA等を活用した業務改革(BPR)					

(注 26) ローカル 5G

通信事業者が提供する 5G サービスに対し、自治体や企業が主体となって 5G サービスを提供するもの

(注 27) Wi-Fi 6

従来の Wi-Fi 規格に比べ効率性、柔軟性、拡張性が強化され、次世代アプリケーションに対応できるよう、通信速度の高速化と大容量化が図られた、次世代の Wi-Fi 規格

(注 28) SD-WAN

Software Defined-Wide Area Network の略。ネットワークをソフトウェアで制御する技術を用い、拠点間接続やクラウド接続などにおいて柔軟なネットワーク構成やトラフィックコントロールなどを実現する技術やサービス

(3) 自治体クラウドの推進

【現状】

自治体クラウドとは、自庁舎ではなく外部のデータセンターにおいて、ネットワークを経由して複数の自治体の情報システムを集約し、共同で利用するものです。

自治体クラウドを導入すると、システムの構築や管理にかかるコストの削減、集中監視による情報セキュリティ水準の向上、庁舎が被災した際の業務停止リスクの低減などが期待されますが、本市では未導入となっています。

【方向性】

国が進めている「自治体 DX 推進計画」において、「(仮称) Gov-Cloud」^{注 29}の利用を前提に、「自治体情報システムの標準化・共通化」など、デジタル社会構築に向け、「地方公共団体の効率的なデジタル化の推進」や「情報システムに係るコストの削減」の観点から「システム等の共同利用」への取組みが求められています。

このような状況を踏まえ、本市においても、将来において自治体クラウドの導入にシフトしていくことを視野に入れ、対応していくこととします。

工程表	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	自治体クラウドへの移行検討		自治体クラウドの導入推進		

(注 29) Gov-Cloud (ガバメントクラウド)

政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスに利用環境。早期に整備し、運用を開始することとされている。

(4) 中間標準レイアウト仕様の活用

【現状】

中間標準レイアウト仕様は、業務システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行するデータの標準的な形式を定めたレイアウト仕様です。

中間標準レイアウト仕様を活用することにより、自治体においては、システム更改時における円滑なデータ移行やコストの削減が期待されています。

自治体の業務のうち、23業務（住民基本台帳、印鑑登録、住登外管理、戸籍、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、介護保険、収滞納管理、障害者福祉、子ども・子育てサポート、児童手当、健康管理、生活保護、就学、選挙人名簿管理、文書管理、財務会計、人事給与）の情報システムについて中間標準レイアウト仕様が公開されています。

【方向性】

今後、システム更改においては、調達要件として、中間標準レイアウト仕様を活用したデータ移行を行うよう、仕様書への記載を進めていきます。

工程表	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	仕様化対応済	中間標準レイアウト準拠システムの調達継続			

(5) 情報セキュリティ対策の強化

【現状】

個人情報を含む機密情報の取り扱いについては、職員一人一人の情報セキュリティ知識の維持と自覚を促すことはもちろんのこと、情報漏洩をしない、させないといった組織レベルでの取組みが必要です。本市においても平成31年（2019年）3月に情報セキュリティ基本方針を定め、e-ラーニング等を活用した職員研修を定期的実施しています。

【方向性】

デジタル化は、データの利活用が前提となるため、組織全体として、これまで以上に情報セキュリティに対する高い意識と問題意識を持ち続けることが必須となります。引き続き職員研修の継続と適宜見直しを図り、セキュリティレベルの維持・向上に努めます。

工程表	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	職員研修実施	職員研修実施	職員研修実施	職員研修実施	職員研修実施
	セキュリティレベルの評価/見直し				

3. 全市民への恩恵享受

(1) デジタルデバイドの解消

【現状】

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報格差（デジタルデバイド）解消対策として、市関連施設において Wi-Fi 環境を整備し、市民がインターネットを利用して情報を入手しやすい環境の整備を進めています。しかし、そもそもデジタルを使いたくても使いこなすことができないデジタル弱者に対する対応が課題となっています。

【方向性】

誰も取り残されない形で全ての市民にデジタル化の恩恵を行き渡らせるため、デジタル弱者に対し、身近な場所で相談や学習を行える機会の創出を推進していくとともに、引き続き、市関連施設への Wi-Fi 環境整備を進めていきます。

工程表	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
希望する市民が身近な場所で相談や学習が行える環境を整備（フリーWi-Fiの整備、ICT学習環境の充実）					

(2) 地域社会のデジタル化

【現状】

デジタル化のメリットを目に見える形で実現するため、企業、NPO 法人、市民等と連携し、デジタルを活用した地域課題の解決を進めており、農業分野においてスマート農業のモデル的な取組みを推進しています。しかし、農業以外の分野へのデジタル化は、まだ検討段階となっています。

【方向性】

教育、医療、子育て、防災、観光、農業等の分野において、AI や IoT の導入・活用による地域課題の解決、地域経済の活性化が期待されていることもあり、5Gをはじめ、最新のIoT 技術の動向を見極め、多分野における積極的なデジタルの活用に取り組んでいきます。

工程表	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
観光、防災、農業等の分野へのデジタル実装検討			デジタル実装の見極め		

(3) オープンデータの取組み

【現状】

オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な形で公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの利用を可能とするもの」です。

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において、国及び地方公共団体は、オープンデータに取り組むことが義務付けられました。オープンデータへの取組みにより、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されているところですが、本市においては、避難所（指定避難所・指定緊急避難場所等）の開示に留まっています。

【方向性】

スマートフォン、タブレット端末、SNS の普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている中、自治体が保有する公共データを、市民や企業にとって利用しやすい形で公開することが求められています。

今後、API^{注30}を意識した CSV ファイル等の機械判読に適したデータや推奨データセット^{注31}に準拠したデータを公開するなど、市全体でオープンデータの取組みを推進していきます。

また、市役所内においても、国や県など他の行政機関や民間事業者が持つオープンデータの積極的な利活用を推進するため、ルール（目的、期間、管理体制）、ツール（データ共有や可視化手段）、風土（活用意識、人材育成、ノウハウ）等の環境整備を図り、EBPM の実現につなげていきます。

工程表	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	公開データの整理・利用ニーズ把握(ルール、ツール、風土の整備含む)				
オープンデータの充実化					

(注30) API

Application Programing Interface の略。汎用性の高い機能を外部から手軽に利用できるように提供する仕組みこと。

(注31) 推奨データセット

オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。

第5章 着実な推進に向けて

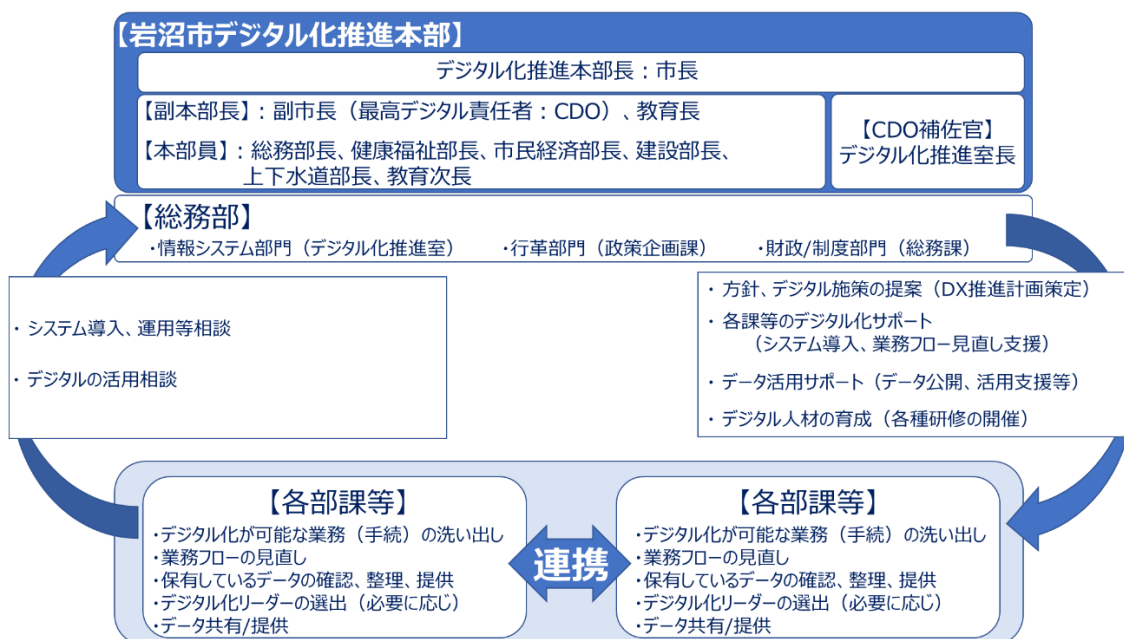
1. 推進体制の整備

今後のデジタル化の推進に当たっては、既存の業務手順や業務そのものの見直しなど、仕事の仕方を変えていくだけにとどまらず、場合によっては組織・人事の仕組み、組織文化・風土の変革も必要になります。そのため、この計画を推進していくためには、情報政策や行政改革を担当する総務部が中心となり、各業務担当部門との連携・協力のもと、デジタル化に向けた全庁的かつ組織横断的な推進体制の構築が求められます。

本市においては、下図のとおり、市長を本部長とする「岩沼市デジタル化推進本部」を設置し、総合的かつ戦略的にデジタル化を推進します。

また、各部課等で指名されたデジタル化リーダーが、課題解決に向けて積極的に取り組むことができるよう環境を整えるとともに、自治大学校や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）などが主催しているデジタル人材育成研修等の活用により、デジタル人材の確保や育成に努めます。

なお、推進体制については、デジタル化の進展に合わせ適宜見直しを図ります。



2. デジタル化推進計画の進行管理

デジタル化に向けては、今後も進歩する ICT 環境の状況を踏まえ、社会情勢や技術動向等の急激な変化にも対応し、計画自体を常に最新化していくことが求められます。

計画の進行管理については、OODA ループ手法によって、変化の状況を観察し、迅速かつ的確に判断し、臨機応変に対応していくこととします。

